

2026年7月1日

ヒラキ株式会社 行動計画（第6回）

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年7月1日～2029年6月30日

2. 内容

● 目標1：計画期間中の男性の育児休業取得率を50%以上とする

<対策>

2026年7月～ 男性の育児休業の取得延伸および職場復帰を円滑にするための「ハラスメント防止研修」を全社員を対象に半期に1回実施する

2027年4月～ 対象社員に対する制度の個別周知・意向確認を徹底し、取得しやすい職場環境を醸成する

● 目標2：25歳～39歳の社員の計画期間内における時間外・休日労働時間を各月平均45時間未満とする

<対策>

2026年7月～ 毎月の勤怠システムによる労働時間のモニタリングを継続。所定の時間数を超過する可能性がある社員およびその上司に対し、総務部からの通知・指導を実施する

2028年4月～ 長時間労働が常態化している部署がある場合は、業務分担の見直しを協議する

● 目標3：育児短時間勤務の対象を、小学校3年生修了までに延長し、勤務時間の選択制（5・6・7時間）を導入する

<対策>

2026年10月～ 現行制度の利用状況と、対象となる社員のニーズを改めて調査・分析する

2027年1月～ 新制度導入に伴う業務への影響を検討し、就業規則の改定案を作成する。

2027年4月～ 改定した就業規則を労働基準監督署へ届け出るとともに、社員へ周知し新制度の運用を開始する

- 目標 4 : 育児のための時間外労働の制限・所定外労働の制限・深夜業の制限の対象を、小学校 3 年生修了までに延長する

<対策>

- 2026 年 10 月～ 総務部内において、制限を適用した際のバックアップ体制や業務への影響について協議・検討を行う
- 2027 年 1 月～ 対象範囲拡大に向けた社内規程の改正案を作成する
- 2027 年 4 月～ 制度開始。全社員に制度内容を周知し、利用申請の受付を開始する

以上